

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。以下「給特法」という。」を加え、「より、」を「基づき」に改め、「定める」の下に「ほか、給特法第七条第一項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定める」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第七条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員

の服務を監督する教育委員会が、当該教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとするため、この条例を定めようとする。